

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【会社名】	株式会社イタミアート
【英訳名】	itamiarts inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊丹 一晃
【本店の所在の場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【最寄りの連絡場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、東京ネオプリント株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。当該株式取得は特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

（1）取得対象子会社の概要

商号	東京ネオプリント株式会社		
本店の所在地	東京都墨田区緑二丁目2番1号		
代表者氏名	代表取締役社長 軽部 一男		
事業の内容	宣伝広告用のぼり旗・横断幕・タペストリー・その他ノベルティ等の製造販売		
資本金の額	4,000万円		
設立年月日	1969年4月28日		
大株主及び持株比率	新生事業承継株式会社 100.0%		
当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	該当事項はありません	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
純資産	851百万円	834百万円	648百万円
総資産	1,612百万円	1,483百万円	1,514百万円
1株当たり純資産	42,563.61円	41,726.65円	32,447.75円
売上高	1,697百万円	1,755百万円	1,571百万円
営業利益	57百万円	33百万円	81百万円
経常利益	42百万円	15百万円	84百万円
当期純利益	42百万円	16百万円	185百万円
1株当たり当期純利益	2,108.42円	836.96円	9,278.90円

（2）取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、のぼり旗・横断幕・懸垂幕・パネル・うちわなどのセールスプロモーション（SP）商材を自社で企画・製造し、ECサイト「キングシリーズ」などを通じて販売しております。受注から製造までの各工程を自社開発システムにより一気通貫で処理することで、柔軟性・利便性の高いサービス、安定した品質、短納期、低価格での販売を実現しております。

一方、東京ネオプリント株式会社は、創業以来長年に渡り、のぼり旗・横断幕・タペストリーなどを主力製品とし、シルクスクリーン印刷やインクジェット印刷の設備を備えた工場での生産体制により、高品質な製品・サービスを提供しております。

本件株式取得により、東京ネオプリント株式会社が得意とする大量生産が可能な製造技術と生産設備に、当社が得意とする小ロット・多品種の製造を可能とするシステムを導入することで、市場シェアの獲得速度をさらに加速させることができると考えております。加えて、同社の技術力と当社のIT技術を融合させることで、新たな商品やサービスの提供も可能になると考えております。また、のぼり旗・幕の製造販売の分野においては比較的規模の大きな会社が限られているため、本件株式取得により当社グループの競争力強化につながるものと期待しております。

当社グループは、製造体制の強化と新たな商品やサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上と企業価値の最大化を目指してまいります。

（3）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

東京ネオプリント株式会社の普通株式	350百万円
アドバイザー費用等（概算額）	10百万円
合計（概算額）	360百万円

2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）（1）取得対象子会社の概要」に記載のとおりであります。

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： 個

異動後：20,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： %

異動後：100.0%

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社が東京ネオプリント株式会社の全株式を取得することにより子会社となり、当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日：2025年6月30日（予定）

以 上